

頁	項目	訂正前(下線部は削除または修正部分)	種別	訂正後(下線部は追加または修正部分)
2	(1) 計画の法的位置づけ	○本計画は、老人福祉法(第20条の8)に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「市町村老人福祉計画(高齢者保健福祉計画)」と、介護保険法(第117条)に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、これらの法律により策定を義務付けられた法定計画です。	追加	○本計画は、老人福祉法(第20条の8)に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「市町村老人福祉計画(高齢者保健福祉計画)」と、介護保険法(第117条)に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「市町村介護保険事業計画(介護保険事業計画)」を一体的に策定するものであり、これらの法律により策定を義務付けられた法定計画です
2	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の関係】	図表	修正	図表について第8期と同じものに差し替えます。
18	(1) 第8期介護保険事業計画の進捗状況(サービスの利用状況)	3SNS(エス・エヌ・エス): Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。	削除	
20	(3) 給付適正化への取組	※③令和3年度・4年度の住宅改修等の点検については、新型コロナウイルス感染予防のため未実施。	修正	※③令和3年度の一部、及び4年度の住宅改修等の点検については、新型コロナウイルス感染予防のため未実施。
20	(3) 給付適正化への取組	第9期においても引き続き、給付の適正化に向けて下記の取組を推進していく必要があります。	削除	第9期においても引き続き、給付の適正化の取組を推進していく必要があります。
27	4. 日常生活圏域の設定	○本計画期間においては、旧中学校区区域・ <u>地区公民館単位</u> を原則としつつ、以下の12圏域とします。	修正	○本計画期間においては、旧中学校区区域を原則としつつ、以下の12圏域とします。なお、各圏域における、活動拠点となる交流センターは以下のとおりです。
27	【日常生活圏域の設定】	<u>地域交流センター</u>	削除	交流センター
28	(3) 健全な食習慣の推進	食生活改善推進員の高齢化に伴い、活動する会員数が減少していることから、今後は養成講座の実施による会員増、現推進員の研修会でのスキルアップを行い、活動する会員増を目指します。 また、教室だけでなく、 <u>3SNS</u> を活用して、広く啓発を行います。	削除	食生活改善推進員の高齢化に伴い、活動する会員数が減少していることから、今後は養成講座の実施による会員増、現推進員の研修会でのスキルアップを行い、活動する会員増を目指します。 また、教室だけでなく、SNSを活用して、広く啓発を行います。

頁	項目	訂正前(下線部は削除または修正部分)	種別	訂正後(下線部は追加または修正部分)
29	フレイル予防事業	■地域の自治公民館各地区の交流センター等でフレイルチェックを実施しや、フレイル予防に取り組むためのプログラムを提案する開催。	削除	■各地区の交流センター等でフレイルチェックや、フレイル予防に取り組むためのプログラムを開催。
30	(1)一般介護予防の充実	(1)一般介護予防の充実	追加	(1)一般介護予防事業の充実
30	①介護予防把握事業	各教室で活用している基本チェックリストや地域の実情に応じて収集した情報等の活用により閉じこもり等の支援を要するものを把握し、住民全体の介護予防活動につなげます。基本チェックリストをとる機会が各教室への参加時のみになっているため、生活機能低下者の早期発見・早期対応のためにも、各教室参加時以外にも基本チェックリストをとる機会を検討していきます。また、地域包括支援センター等が把握している情報も活用します。	追加	各介護予防教室で活用している基本チェックリストや地域の実情に応じて収集した情報等の活用により閉じこもり等の支援を要するものを把握し、住民全体の介護予防活動につなげます。基本チェックリストをとる機会が各介護予防教室への参加時のみになっているため、生活機能低下者の早期発見・早期対応のためにも、各介護予防教室参加時以外にも基本チェックリストをとる機会を検討していきます。また、地域包括支援センター等が把握している情報も活用します。
44	(2)老人クラブの育成	○単位クラブ及び会員数が減少傾向にあり、単位クラブ未設置自治会があります。「健康」「友愛」「奉仕」の精神を踏まえ、地域の人との絆をつなぎ、仲間づくりを基本に、自らの健康づくりとともに、住み良い地域づくりをめざした活動に取り組む老人クラブの会員の加入促進及び魅力ある事業実施について、支援を継続していきます。	修正	○単位クラブ及び会員数が減少傾向にあります。「健康」「友愛」「奉仕」の精神を踏まえ、地域の人との絆をつなぎ、仲間づくりを基本に、自らの健康づくりとともに、住み良い地域づくりをめざした活動に取り組む老人クラブの会員の加入促進及び魅力ある事業実施について、支援を継続していきます。
48	(2)認知症高齢者に対する介護サービスの充実	○認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護等の認知症ケアに係る地域密着型サービス事業者に対してオレンジ(認知症)カフェの設置を促し、新たに認知症対応型共同生活介護施設を設置する場合には、施設に地域交流施設の併設を義務付け、オレンジ(認知症)カフェの設置や認知症の人や家族が住みなれた地域で安心して暮らせるような交流拠点として活用できるよう推奨します。また、認知症の適切な指導・監督を行い、認知症ケアの質の確保・向上の促進に努めます。	修正	○認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護等の認知症ケアに係る地域密着型サービス事業者に対してオレンジ(認知症)カフェの設置を促し、新たに認知症対応型共同生活介護事業所を設置する場合には、事業所に地域交流拠点の併設を義務付け、オレンジ(認知症)カフェの設置や認知症の人や家族が住みなれた地域で安心して暮らせるような交流拠点として活用できるよう推奨します。また、認知症の適切な指導・監督を行い、認知症ケアの質の確保・向上の促進に努めます。

頁	項目	訂正前(下線部は削除または修正部分)	種別	訂正後(下線部は追加または修正部分)
53	(2) 成年後見制度利用促進の取組		追加	<p>○利用者と後見人を支えるチームを支援するなど、成年後見制度の利用を促進するため、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、地域連携ネットワークの構築に努めます。</p> <p>この地域連携ネットワークにおいては、</p> <p>ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 イ) 早期の段階から相談・対応体制の整備 ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築</p> <p>という3つの役割を担うことを念頭に、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止の効果を高める体制の構築に努めます。</p> <p>○権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要となります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役を担うことが期待されています。また、成年後見等開始前後を問わず、個々のケースに対応する「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、既存の組織を活かしながら、各種専門団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置する体制の構築に努めます。</p>
59	③ 権利擁護業務	<p>今後は、それぞれのケースに応じたきめ細やかな対応に努めるほか、緊急時の一時避難先の確保等も検討していきます。</p>		<p>今後は、それぞれのケースに応じたきめ細やかな対応に努めるほか、緊急時の一時避難先の確保等についても対応を図ります。</p>
62	(1) 介護保険制度に関する情報提供、相談・苦情対応	<p>周知・啓発にあたっては、現状では本人へのミニパンフレット等の送付や広報いづか、市ホームページのみであることから、<u>介護保険の趣旨や利用方法などについて更なる普及を図るため、他の周知活動(SNS等)を検討します。</u></p>	修正	<p>周知・啓発にあたっては、パンフレットや市公式ホームページだけでなく、<u>広報いづかやSNSなど、様々なメディアを活用した周知・啓発方法を考えるとともに、随時、地域の団体等を対象に職員が出向き説明を行う出前講座を実施し、制度への理解を図ります。</u></p>
62	(1) 介護保険制度に関する情報提供、相談・苦情対応	<p>3SNS(エス・エヌ・エス): Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。</p>	削除	

頁	項目	訂正前(下線部は削除または修正部分)	種別	訂正後(下線部は追加または修正部分)
62	①介護保険制度に関する情報提供	周知・啓発にあたっては、現状では本人へのミニパンフレット等の送付や広報いづか、市ホームページのみであることから、介護保険の趣旨や利用方法などについて更なる普及を図るため、他の周知活動(3SNS等)を検討します。	削除	周知・啓発にあたっては、現状では本人へのミニパンフレット等の送付や広報いづか、市ホームページのみであることから、介護保険の趣旨や利用方法などについて更なる普及を図るため、他の周知活動(SNS等)を検討します。
66	○住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	住宅改修や福祉用具の購入については、利用者の状態に応じた適切な改修・購入等が行われるよう、直近の要介護認定訪問調査情報と理由書の整合性の確認等の事前審査をはじめ、改修・購入後の利用者の自宅への訪問調査、利用者の状態確認、ケアマネジャー等に対し給付内容の点検指導等を実施しています。今後も利用者の自立支援に資する、役立つ改修・購入等が行われるよう、点検を強化しつつ事業を実施します。 また、居宅介護支援事業者連絡協議会や住宅改修受領委任登録事業所に対する研修会などの場を活用し、介護保険制度の趣旨等を十分に理解した事業実施に向けた啓発・普及に努めます。 <u>なお、住宅改修については介護保険法で規定されていない細部の可否基準があり、この部分については保険者判断となっています。この細部の可否基準について整理し、居宅介護支援事業者連絡協議会や住宅改修受領委任登録事業所に対する研修会などの場を活用し、事業者への周知を図ります。</u>	修正	住宅改修や福祉用具の購入・貸与については、利用者の状態に応じた適切な改修・購入・貸与が行われるよう、直近の要介護認定訪問調査情報と理由書や計画書との整合性の確認などの事前調査をはじめ、改修・購入・貸与後の利用者の自宅への訪問調査、利用者の状態確認、ケアマネジャーに対し給付内容の点検指導などを実施しています。今後も利用者の自立支援に資する、役立つ改修・購入・貸与が行われるよう、点検を強化しつつ事業を実施します。 なお、居宅介護支援事業者連絡協議会や住宅改修受領委任登録事業所に対する研修会などの場を活用し、介護保険制度の趣旨を十分に理解した事業実施に向けた啓発・普及に努めます。